

## 高松家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

### 1 日時

平成26年12月4日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

井出往代，小野修一，小弓場文彦，関元真弓，中山充，福井美枝，星川叔子，本多俊雄

#### (2) 事務担当者

佐藤千裕（首席家庭裁判所調査官），藤本薫（首席書記官），川村友一（事務局長），徳重隆司（総務課長），徳田聡美（後見係主任書記官），瀬戸サユリ（総務課課長補佐）

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員長選出

本多委員が委員長に選出された。

#### (3) 本日のテーマ「成年後見関係制度について～関係機関と家庭裁判所の連携」に関する協議

ア テーマに関して，後見係主任書記官が説明した。

#### イ 意見交換

○ 市民後見人とは，認知症等になった方に多額の財産がなく，紛争性もない場合に，成年後見人というよりも，地域のお世話係が本人をサポートするというイメージでよいのか。

■ 当庁管内（香川県）において，市民後見人を実際に活用している現状を報告してもらいたい。

● 当庁管内（香川県）で市民後見人が選任されている実例は丸亀支部で5件ある。

選任された市民後見人は選任される以前から民生委員などの立場で地域社会において支援を要する方々の支援をしてきた経験を有する方で，行政が主催する市民後見人養成講座に参加し，後見人として必要な知識を十分に習得している方が選任されている。また，同時に市の社会福祉協議会が後見監督人に選任されているため，常に後見監督人が市民後見人からの相談等に対応できる体制になっている。

○ 市民後見人が活用される場面は，誰が決めるのか。

● 後見人を選任するのは裁判官である。市民後見人が選任された事件は，おそらく4親等内の親族がいなかったか，又は，親族による協力が得られなかった等の理由により市長申立てがなされた事案であったと思われるところ，日常生活に困難を来していたため，地域社会の中で支えることになったと考

えられる。

- 地域住民のことは身近な民生委員がよく把握しているため、今後は民生委員が市民後見人に選任される事例が増えていくのではないかと思う。
- 後見等の開始の審判の申立てをすることができる人の中に検察官が含まれているが、その申立ての手順を知りたい。
- 検察官が申立人となるのは公益の代表者としての申立てになるのであるが、平成25年以降について、当庁では実例がない。
- 市民後見人が選任される場合は、選任されるにふさわしいリストがあるのか。
- 行政側で作成されているかは分からないが、裁判所はリストを持ち合わせていない。後見等の開始の審判の申立てがされる際、申立書の後見人等候補者欄に記載されている。
- 厚生労働省で市民後見人推進事業が推進され、民生委員や福祉の現場で働いておられたOBの方などを講習等で養成されているようである。
- 市民後見人は主に身の回りの世話的な後見事務を行っているというイメージを持たれているか。
- 法律上の問題点があれば法律専門職が後見人に選任されるが、管理すべき財産が多額ではない場合や特に問題がない場合には、近くに居住し、本人のニーズを把握した上、ケアマネージャー等に伝えたり、本人の福祉や保護のために必要な契約締結をするための橋渡し役をするのが市民後見人の役割になるというイメージを持っている。
- 市民後見人選任事案が丸亀支部に多いのは、行政の担当者の熱心さが影響しているのではないかと感じる。
- 本庁管轄区域内において、市町長申立てで市民後見人が推薦された事例はあるか。
- 本庁管轄区域内において市民後見人が推薦された事例は全くない。市民後見人の養成が始まっておらず、その理由はそもそも社会全体に成年後見制度そのものが十分に認知されていないことによると聞いている。本庁管轄区域内の行政の取組としては、社会福祉協議会が法人として後見人等を受任できる体制を構築し、現に後見人等を受任していただいている。
- 身近な方の中で成年後見制度の認知度はどのような状況か。
- 民生委員ですら成年後見制度を知らない人が多いように感じる。
- 自分自身が仕事中心で生活しているため、地域社会とのつながりが希薄であり、話をすることがない。専門職以外の人々が後見人になることもあるという制度を本日の説明で初めて知った。
- 社会全体に成年後見制度が広く認知されていないのが現状ではないかとも思われる。後見制度を使いやすくする必要があるが、制度の存在を浸透するアイデアはないか。また今後の成年後見制度運用の在り方について御意見をうかがいたい。
- 市民後見人になるためには多くの研修を重ねる必要があると思う。

- 40万人の人口を抱える高松市は守備範囲が広域であるため難しい。民生委員の半数は後見人になるために民生委員になったのではないという意見を持っている。また、民生委員の活動においても、認知症の疑いのある住民の元には必ず2人で行くように指導を受けているが、同一地域に民生委員は1人しかいないので、2人での行動は難しい面がある。
- 今後は成年後見の需要が増えると思う。
- 多額の財産を持っていない人が利用しやすくなるために、ボランティア的な市民後見人が必要であると思う。
- 後見制度を利用すると、あらゆる面で手続が煩雑になると思っている人がいると思う。
- 平成18年に障害者自立支援法が施行された際、成人の寝たきりの方の入院・入所契約を、これまで保護者といわれた人が行うことができていたが、同法施行により後見人でなければ契約を締結することができなくなるとされたため、70代や80代の高齢の親族が後見開始の申立てを行った。また、保護者が管理していた本人の年金を保護者の生活費に全部組み込まれていた現状を整理する必要もあった。現在では成年後見人が高齢となり、成年後見人自身に成年後見人が必要な状況となっている。また、身寄りのない方は法人や専門職が後見人に選任されることになるが、本人には年金収入のみであるにもかかわらず、後見人に対する報酬が必要という問題もある。しかし、必要な制度であることから、役場等の窓口では住所変更の手続であっても後見人でなければ行うことができないことが徹底されると後見制度が浸透するのではないかと思う。
- 後見制度支援信託を利用すると不正を防止でき、金銭を管理している側からも公明正大であると感じた。
- 公証役場で任意後見契約を交わしても、任意後見監督人が選任されたときにその効力が発生することを初めて知った。
- 後見人が死亡した場合、職権又は申立てにより新たな後見人が選任されることが分かった。
- 第三者後見人として法人受任があることを初めて知った。
- 一般社会において、後見制度に関する知識や能力を育めるような継続的なシステムを構築する必要があると思う。
- 後見人としての教育が必要であるということを、いろいろな機関に発信していく必要性を感じる。
- 裁判所も裁判所外に出ていろいろなことをお伝えしたり、意見交換をしたり、講義などを通じて連携を図りたいと考えている。
- 以前、裁判所職員の出前講義を受講したり、後見制度に関するDVDを視聴したことがあり、理解しやすかったので、今後もそのような方法でお願いしたい。
- 本日は大変勉強になった。
- 任意後見についても周知していきたいと思う。

- 実例が盛り込まれたDVDやアニメなどで理解促進を図りたい。
- 検察庁では、裁判員裁判に関しては相当程度PR活動をしてきたので、後見制度に関しても積極的にPR活動をするのがよいと思う。また、不正予防の観点から家裁の監督機能を強化していただきたい。
- 自分の最期をどう迎えるかという終活が注目されているため、その一環として後見の知識を取り入れようという人も多いと思う。
- これまでは自分が運転できないので広域活動を必要とする役割を断ってきたが、これからは何らかの役割を担うことができるように努めたいと思う。
- 今後、ますます後見制度の利用を必要とする人が増大することで裁判所が対応できなくなるのではないかと危惧しているため、自分たちで問題を解決することができるようにしておきたいと思う。そして、それは裁判所の負担軽減にもつながると思う。
- 近年、資産のない方の後見制度利用に伴う報酬が問題となっている。新たな保険制度や税金など行政の手当や民間の活力など全体で考えていく必要があると思う。
- 本日は貴重なご意見をありがとうございました。議論を踏まえ今後の取組の参考にさせていただきます。

(4) 次回期日

平成27年6月18日（木）午後1時30分から開催することとした。